

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」、
「社会内処遇における新たな措置の導入」
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の
在り方」（検討課題等）（3）

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」, 「社会内処遇における新たな措置の導入」
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」(検討課題等)(3)

考えられる制度の概要

- 1 保護観察対象者の改善更生を促進するため、特別遵守事項の類型として以下の内容を追加する。
 - (1) 自助グループが実施するミーティング, 更生保護施設が実施するプログラムその他の民間支援団体等が実施する改善更生に資する援助(法務大臣が定める基準に適合するものに限る。)を受けること。
 - (2) 更生保護施設に宿泊すること, 当該施設から一定の時間帯は外出をしないこと。
- 2 更生保護施設での処遇を充実させるため、保護観察における指導監督を同施設に実施させることができるものとする。

【検討課題】

1 特別遵守事項の類型の追加

(1) 民間施設が実施するミーティングへの参加やプログラム等の受講

- 必要性及び相当性
- 追加する内容
 - ・ 民間支援団体等が実施する改善更生のための次のようなミーティングに参加すること等
- (例)
 - ・ アルコール, ギャンブル, 薬物等への依存者に対するグループミーティング
 - ・ 万引きを繰り返す者に対するグループミーティング
 - ・ 非行から立ち直った経験を有する者を交えたグループミーティング
 - ・ 専門家が行う問題性の改善に資するカウンセリング等
 - ・ 更生保護施設が行うプログラムを受けること
- 対象者
 - ・ 新設する特別遵守事項の設定は, 保護観察対象者全般を対象とするか, 特定の保護観察対象者に限定するか。
- 法務大臣が定める基準の在り方

(2) 更生保護施設への宿泊義務付け及び当該施設からの外出禁止

- 更生保護施設への宿泊義務付けの必要性及び相当性
 - ・ 保護観察付全部猶予者について, 遵守事項違反があり, 再犯可能性が高く, 保護観察を継続するためには一定期間, 問題のある環境から遮断しつつ濃密な処遇を行う必要があるとき
 - ・ 仮釈放者について, 刑事施設から社会内への円滑な移行のために,

段階的な処遇を行う必要があるとき

- 当該施設からの外出禁止の必要性及び相当性
 - ・ 宿泊義務付けとの関連性
- 外出を禁止すべき時間帯・期間
- 法整備の要否
 - ・ 更生保護施設への宿泊については、現行の更生保護法第51条第2項第5号で設定可能か。
 - ・ 宿泊を義務付けられた施設からの外出禁止については、現行の更生保護法第51条第2項第1号で設定可能か。

2 更生保護施設における指導監督の実施

A案 更生保護施設に指導監督権限全般を与えるものとする。

- 必要性及び相当性
 - ・ 現行法上、指導監督の実施者は保護観察官又は保護司に限定されている理由との関係
- 主体となる更生保護施設の要件・範囲
- 更生保護施設に対する国の監督の在り方

B案 更生保護施設に処遇プログラム等に関する特定の指導監督権限を与えるものとする。

- 必要性及び相当性
 - ・ 現行法上、指導監督の実施者は保護観察官又は保護司に限定されている理由との関係
- 更生保護施設に与える指導監督権限の範囲
- 主体となる更生保護施設の要件・範囲
- 更生保護施設に対する国の監督の在り方

C案 更生保護施設が行う処遇プログラム等の受講を特別遵守事項として設定した上で同施設が同プログラム等を実施することができるものとする。

- 必要性及び相当性
- 主体となる更生保護施設の要件・範囲
 - ・ 法務大臣が定める基準を満たす更生保護施設であって同基準を満たす処遇プログラム等を実施するもの